

小規模保育事業整備事業者の追加募集について

令和4年度整備につきましては、以下のとおり追加募集を行います。

募集内容につきましては、令和4年6月公募の募集要項によることとし、募集地域、スケジュール等につきましては、以下のとおり読み替えるものとします。

なお、応募園に関する情報の保護者周知は、6（4）オ記載の審査結果通知以降になります。

小規模保育事業整備事業者募集要項（読み替え部分）

1 募集の概要について

（2）募集区分及び募集地域

| 区分 | 概要 | か所数 | 対象 | 地域 | 整備の目安 |
|-------|--|-----------|------------|---|---------------------------------|
| 補助型※1 | 市から補助金を受け、基準を満たすための改修等を実施し、小規模保育事業を開始するもの。 (A型又はB型) | 2か所 ※2 | 法人格を有する事※3 | 【JR 誉田駅周辺】 外房線より北側については駅から概ね1km以内。 外房線より南側については駅から半径500m以内。 | 10人以上 19人以下 |
| 自主整備型 | 事業者の自主整備により、基準を満たすための改修等を実施し、小規模保育事業を開始するもの。 | | 制限なし | 補助型と同様 | 6人以上19人以下 (C型は6人以上10人以下とする。) |

※1 補助型を活用する場合は、令和4年度中の着手・完成及び令和5年4月の開園が必要です。

※2 同一法人による同一地域での複数申請は不可とします。また、同一地域で募集か所数を超える応募があった場合は、選考の上、選定します。ただし、直近の保育需要の動向を踏まえ、複数選定する場合があります。

※3 令和2年4月1日から継続して、認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業における事業所内保育事業又は小規模保育事業（C型を除く）、都道府県又は市町村等から認定等を受け、運営費が補助されている認可外保育施設（千葉市保育ルーム、東京都認証保育所等）を適切に運営していること。

【注意事項】

※ 各地域において、補助型と自主整備型を合わせて保育需要の見込みを上回る応募があった場合には、合わせて選考をすることがあります。

※ 補助型・自主整備型を問わず、既存の保育施設からの距離によっては、事業計画の見直しを求める場合があります。

※ 補助型・自主整備型を問わず、整備予定地から一定の範囲内（風俗営業等を実施する施設の種類により異なる）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける施設が存在し、ビルの所有者や店舗事業者から施設設置の同意が得られない等、環境の改善が見込まれない場合や現在当該施設がない場合でも、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号）により、一定の業種が許容されている地域など、近隣の状況によっては、児童の育成環境としての適性を勘案して、当該整備予定地での整備を認めないことがあります。

※ 幼保運営課のホームページにおいて、施設・事業所ごとの直近の入所児童数及び入所待ち児童数を公表しておりますので、ご活用ください。

<http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/nyuusyomatiitiran>

[.html](#)。

6 申請手続きについて

(2) 申請手続き

イ 受付期間

令和4年10月5日（水）から10月7日（金）まで

(3) 事前相談・質問等

ア 事前相談

随時受け付けを行っております。途中段階でも構いませんので、なるべくお早目に御相談ください（要電話予約）。なお、以下の期日までに事前相談を行わない場合や、事前相談の最終日時点での準備状況から、令和5年4月1日までの開園が明らかに困難と判断した場合は、原則として申請を受け付けません。

(ア) 事前相談①：物件の概要（住所、建物の概況等）、図面（改修前のもので可）、予定定員の申告

令和4年9月22日（木）まで

(イ) 事前相談②：申請書一式を作成し、内容について確認

令和4年10月4日（火）まで

※ 参考：申請までの平均相談回数 3～5回程度（記入誤り等により、申請書の修正が必要な場合、事前相談②の期間中に修正を行っていただきます。修正期間確保のためにも、少なくとも9月28日（水）までには申請書一式を一度お持ちいただくようお願いいたします。）

※ 軽微な相談・問い合わせにつきましては、原則電話、電子メール等により行うこととします。ただし、必要に応じて来庁をお願いすることもあります。

※ 事前相談①後の物件の変更・追加は認められません。

(4) 応募及び整備スケジュール

ア 事前相談① 令和4年8月30日（火）から9月22日（木）まで

イ 事前相談② 令和4年9月26日（月）から10月4日（火）まで

ウ 申請書提出期間 **令和4年10月5日（水）から10月7日（金）まで**

（土・日・祝日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時45分まで受付）

エ ヒアリング等 令和4年10月下旬～11月下旬予定

オ 審査結果通知 令和4年11月下旬予定

カ 補助金交付申請※▲ 令和4年11月以降（結果通知後、速やかに）

キ 施設整備※▲ 補助金交付決定後から令和5年3月上旬まで

ク 市の完了検査 **令和5年3月10日までに実施（厳守）**

ケ 認可手続き 令和5年3月下旬予定

コ 事業開始 令和5年4月1日

※ 都合により、日程等を変更する場合があります。

※▲ 自主整備型については、補助金交付に係る手続きが生じないため、施設整備の開始時期についての制限はありませんが、完了検査の期日を厳守するよう、十分な工期を確保してください。